

FAX送信票

(合計 3枚送付)

各 位

平素より大変お世話になっております。

早速でございますが、4月7日夜に発生した東日本大震災の余震と思われる地震の後、東北電力管内の地域が停電となっている時間帯に、山形県尾花沢市で人工呼吸器と酸素濃縮装置を使用中の患者が死亡する事案が発生いたしました。

これを踏まえ、別添のとおり、注意喚起と対応を求める事務連絡が、指導課・経済課から都道府県主管部局、医療機器メーカーあてに送付されておりますので、ご了解下さい。

(概要)

○ 都道府県に対し、

- ・ 人工呼吸器の内臓バッテリーの有無と持続時間、作動の再確認
- ・ 人工呼吸器の外部バッテリーの準備及び事前の充電
- ・ 酸素濃縮装置を在宅で使用している患者に対し、必要な酸素ボンベが配布されているかの再確認
- ・ 人工呼吸器や酸素濃縮装置を使用している患者に対する停電時の対応の周知
- ・ 停電等電源異常時のアラームが正しく作動するかの再確認
- ・ 携帯用酸素ボンベセットの使用方法的再確認
- ・ 患者の状態を踏まえた適切な在宅医療機器への代替や貸出などの対応
- ・ 在宅医療患者との緊急時連絡体制の再確認

等についての医療機関、訪問看護ステーションへの指導を求めるもの。

○ また、医療機器メーカーに対し適切な対応を求めるもの。

(送信日) 平成23年4月9日(土)

(送信元) 厚生労働省 障害保健福祉部 障害福祉課

TEL 03-5253-1111 内3036,3091
03-3595-2528 (夜間直通)

FAX 03-3591-8914

事 務 連 絡

平成 23 年 4 月 8 日

都道府県医療主管課 御中

厚生労働省医政局指導課

停電に係る在宅医療患者への対応について

今般の東日本大震災については、必要な医療の確保に最大限の御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

4月7日夜に発生した東日本大震災の余震と思われる地震の後、東北電力管内の地域が停電となっている時間帯に、山形県尾花沢市で人工呼吸器と酸素濃縮装置を使用中の患者が死亡する事案が発生いたしました。

停電と死亡の因果関係については不明ですが、貴課におかれましては、貴管下の医療機関及び訪問看護ステーションに対し、人工呼吸器や酸素濃縮装置等の在宅医療機器を使用している患者に対する停電時の対応について、必要に応じ医療機器メーカーと協議を行った上で、

- ・人工呼吸器の内臓バッテリーの有無と持続時間、作動の再確認
- ・人工呼吸器の外部バッテリーの準備及び事前の充電
- ・酸素濃縮装置を在宅で使用している患者に対し、必要な酸素ボンベが配布されているかの再確認
- ・人工呼吸器や酸素濃縮装置を使用している患者に対する停電時の対応の周知
- ・停電等電源異常時のアラームが正しく作動するかの再確認
- ・携帯用酸素ボンベセットの使用方法的再確認
- ・患者の状態を踏まえた適切な在宅医療機器への代替や貸出などの対応
- ・在宅医療患者との緊急時連絡体制の再確認

等により、在宅医療患者への医療の提供が、停電時においてもできるだけ支障なく行われるよう、適切な指導の実施について特段の御協力をお願いいたします。

<連絡先>

厚生労働省医政局指導課在宅医療係

電話（代表）03-5253-1111（内 2662）

事 務 連 絡

平成23年4月8日

日本医療機器産業連合会
日本医療機器販売業協会
(一般社団)日本産業・医療ガス協会 } 殿

厚生労働省医政局経済課

停電に伴う在宅医療機器使用患者の対応について

今般、東日本大震災については、必要な医療の確保に最大限のご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

4月7日夜に発生した東日本大震災の余震と思われる地震の後、東北電力管内の地域が停電となっている時間帯に、山形県尾花沢市で在宅酸素濃縮器使用中の患者が死亡する事案が発生いたしました。

停電と死亡の因果関係については不明ですが、これにつきましては、別添のとおり関係都道府県医療主管課あて依頼しております。

貴会におかれましても、当該事務連絡の内容について御了知いただき、人工呼吸器、酸素濃縮装置等の在宅医療機器を使用している患者に対する停電中の対応について、傘下のメーカーと医療機関が十分に連携して、患者への適切な使用について注意喚起を行い、遺漏なく停電に対応できるよう、周知徹底をお願い申し上げます。

<連絡先>

厚生労働省医政局経済課医療機器政策室

電話（代表）03-5253-1111（内線 2585, 4112）